

2014年8月27日

## 受信料支払い義務が放送法ではなく受信規約で定められている理由を説明できない NHK

### 「受信料支払いのお願い文書」が届いたので

受信料支払いを凍結している視聴者の人たちから、ここ数日来、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」に、「受信料 Q&A」という文書が入った支払い督促が NHK から送られてきた、どう対応したらよいか、という問い合わせが届くようになった。拙宅にも一昨日（8月25日）、届いた。

開封すると、「ここが知りたい！ 受信料 Q&A」という説明書が入っていた。中身は NHK のホームページに掲載されているものとほぼ同じで、特段、目新しいものではなかったが、「Q3 ずっと支払わないとどうなるの？」という項を初めて読まれた方は心穏やかでないと思う。

そこで、じかに NHK に、この Q&A をめぐる論点を確かめようと、昨日、この文書に記載された問い合わせ先（NHK ふれあいセンター 0570-077-077）に電話した。途中から代って電話口に出た責任者と名乗る N 氏とやりとりを始めたが、話題が「Q2 受信料の支払いは法律で決まっているの？」に及ぶと、「私は NHK の者ではないので、その件は答えられない。NHK に直接聞いてほしい」という応答の繰り返し。

問い合わせ先と明記されたところへ電話して、このような対応とは不可解だったが、押問答を続けても実りがないので、ではとって教えられた NHK 千葉放送局営業部（043-203-0700）へかけなおした。最初に電話口に出たのは O という女性。まず、一昨日、前記のような文書が届いたこと、しかし、自分は靱井勝人氏が会長を辞めるまで、当面、向う半年間、受信料の支払いを凍結中と告げた。その上で、あらかじめ用意していた以下の3つの質問を伝えた。

### 私が NHK に投げた 3 つの質問

1. Q2 の 1 つ目の項で、放送法（第 64 条第 1 項）により受信設備を設置した者には NHK と受信契約を締結する義務が課されていると記され、2 つ目の項で、NHK 受信規約（第 5 条）において、放送受信契約者には放送受信料を支払う義務があると記されている。

このように、受信契約締結義務と受信料支払い義務が分離され、受信料支払い義務が放送法ではなく、受信規約で定められている理由を NHK はどのように理解しているか？

2. 受信料は税金ではないという前提で、法で定められた納税義務は原則、無条件の国の債権、国民の債務と考えられるが、受信規約は NHK と視聴者（受信契約締結者）の間の双務契約であり、NHK の受信料請求権と視聴者の受信料支払い義務は、視聴者に対する NHK の一方通行的な、無条件の権利・義務ではないと私は考えている。NHK はこの点をどう理解しているか？

言い換えると、受信規約とは、他の民法上の契約と同様、契約当事者である NHK と視聴者（受信契約締結者）が双方向的に権利と義務を分かち合うものだと私は解釈しているが、NHK はどう考えているか？

3. 私は以上のような理解のもとに、受信料の支払い義務自体を否定するか、あいまいにする不払いをするつもりはなく、条件を付けた支払い凍結（一時的な支払い留保）をしているつもりでいる。

しかし、双務契約というなら、NHKには受信料請求権だけでなく、受信料を請求するに足る放送を視聴者に提供する義務も課されているはず。この場合の義務を定めたのが放送法（注：第1条通則、第4条放送番組の編集に関する通則）や「放送ガイドライン」などである。

NHKは視聴者に受信料の支払いを請求するにあたって、自らに課されたこれらの義務を履行（遵守）できているかどうかを省みる必要があると思うがどうか？

例えば、靱井氏は会長就任記者会見で、「領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない」と発言したが、これは明確に放送法（注1）および「NHK放送ガイドライン」（注2）に違反している。これは公共放送の信頼の根幹をなす政治からの自主自立の立場を放棄するに等しい。

NHKは視聴者に対して受信料の支払いを請求するにあたって、このような異常な状態を解消することが求められると私は考えているが、NHKはどう考えているか？

（注1）「国際放送の実施の要請等」に関する放送法（第65条）の定め

「総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。」

（注2）「国際報道の基本姿勢」についての「NHK放送ガイドライン」の定め

「各国の利害が対立する問題については、一方に偏ることなく、関係国の主張や国情、背景などを公平かつ客観的に伝える。」

## NHKと視聴者の関係を視聴者間の関係にすり替えるNHK

以上3つの質問を伝えると、応対していたOさんは、「少し時間をいただいてからお答えします」とのこと。10分後にこちらから改めて電話することにしていって切った。

約15分後に再度、NHK千葉放送局営業課に電話。応対した職員によるとOさんは今、別の電話の応対中とのこと。そこで、先ほどの電話の用件をかいつまんで話すと、「お待ちください」。間もなくして、別のOと名乗る男性が電話口に。上の3つの質問は伝わっていたらしく、1つ目の質問に対する回答らしきことを話し始めた。

「O： 私どもはお支払いをいただける視聴者の方には、公平負担という意味から受信料の支払いをお願いしているということです。」

「醜： あのう、それは私の質問とは外れていますよ。今、お話になったのは視聴者と視聴者の相対的な関係のことですが、私が尋ねたのは受信規約をめぐるNHKと視聴者の関係です。受信料支払い義務が放送法ではなく、受信規約で定められている理由をNHKはどのよう

に理解しておられるのですか？」

## 受信料支払い義務が放送法ではなく受信規約で定められている理由は？

「O： 受信規約も放送法の定め（注：第 64 条第 3 項）に従って、総務大臣の認可を受けています。放送法で細かなことまで書けないので受信規約で定めることにしたのだと思っています。」

「醜： 総務大臣の認可が必要ということは、受信料支払い義務を放送法で定めたということとイコールですか？ それなら、戦後 3 回、受信料の支払い義務を放送法に盛り込もうとした放送法改正案が国会に提出されたり（1966 年 3 月、1980 年 3 月）、改正の是非が国会で審議されたりした（1999 年 3 月）のに、いずれも廃案になったり、法案提出にいたらなかったりしたのは、なぜだとお考えですか？ 受信料の支払いを放送法改正で義務化しようという動きが幾度かあったということは上の 2 つがイコールではないからではないですか？」

「O： そういう経緯があったことは承知しています。いずれにしても受信契約をしていただいた方には受信料をお支払いいただくことになっています。」

「醜： 私が尋ねているのは、言い方を変えると、受信料の支払い義務は無条件で一方的なものなのかということです。もしそうなら、受信料は税金と同じということになり、NHK の受信料請求は『取り立て』となりますが、そう理解されてよいのですか？」

「O： 受信料は税金ではありません。」

「醜： そうですね。視聴者の受信料支払い義務は、公共放送らしい放送を提供するという NHK の義務と相互依存的なものだと思っています。

かつて、海老沢会長が国会で、NHK の受信料は、罰則付きの BBC の場合とは違って国民との信頼関係の上に成り立つ、世界に例のない理想的な制度だ、と発言されたのもそういう趣旨からではないですか？」

「O： 信頼関係ということはそうだと思います。そのためにも公平負担の趣旨から支払いをお願いしています。」

「醜： 理由もなく支払い義務を免れようと不払いをする人に対してなら、そういう議論も成り立つと思います。しかし、『靱井会長が居座ったままでは受信料を払う気になれない』という視聴者には、そういう議論は問題のすり替えです。支払いを請求するなら、公共放送の意味を理解しない人物が NHK のトップにいるという今の異常な事態を解消する必要があるとお考えになりませんか？ そうなったら、私は滞納分も含めて支払いを再開すると通知しています。」

「O： ・ ・ ・ ・ ・」

## 今の NHK には威嚇めいた文面で支払いを督促する資格はない

「醍： Q&A の最後に、『受信契約がお済みでない方やお支払いが滞っている方への取り組み』として、＜受信料制度についての理解促進活動 → 電話・訪問・文書などによるお支払いのお願い → 裁判所を通じた法的手続きの実施＞という流れが書かれています。私のような者に対して、今後、NHK はどういう対応をされるつもりですか？」

「O： あくまでもご理解をいただくよう、訪問、あるいは電話や文書でお願いをします。」

「醍： 必ず、訪問されるのですか？」

「O： 必ずというわけではありません。文書等でお願ひすることもあります。」

「醍： 『ご理解いただけるよう』という言い方ですと、支払いを凍結している視聴者は受信料制度を理解していないと決めてかかっておられるように聞こえます。しかし、先ほどからのやりとりからすると、NHKこそ受信料制度の根幹に関わる問いに答えていません。それでも払えというなら、無条件の『取り立て』ではないですか？ 今の NHK にそんなことができますか？」

「O： あくまでも公平負担をご理解いただけるようにお願いしています。」

「醍： 繰り返しになりますが、私が尋ねているのは視聴者間の負担の公平ではなく、視聴者と NHK の権利と義務の相互関係です。

Q&A の最後に、裁判所を通じた法的手続きの実施、と書かれていますが、これはどういうことですか？ 私は受信料制度に関する自分の理解は間違っていないと確信して受信料の凍結をしていますので、このような文面を見てもどうとも思いません。しかし、こういう一文を見ますと、受信料を凍結している人を『威嚇』して支払いをせき立てる意図が透けて見えます。

公共放送の意味が解っていない人が会長に居座っている上に、特定の政党の地方の大会に出て講演をしたり、都知事選で特定の候補者の応援演説をしたりする経営委員、あるいは、『私は安倍首相の応援団』と公言する経営委員を放置したままで、威嚇めいた文面で受信料の支払いを視聴者に迫る資格は NHK にありません。そういう異常な事態を解消してから受信料を請求するのが筋です。」

なお、以上のやりとりでの私の発言は、かつて、私が呼びかけ人の一人になって受信料支払い停止運動を起こした時にまとめた次の拙稿をもとにしている。できれば、これもお読みいただけるとありがたい。

「受信料支払い停止運動の論理」（2006年10月、醍醐聰稿）

[http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/teisi/teisi\\_ronnri.PDF](http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/teisi/teisi_ronnri.PDF)